

横浜市レジオネラ症防止対策指導要綱及びレジオネラ症を防ぐための技術的管理指針 新旧対照表

現 行	改 正
横浜市レジオネラ症防止対策指導要綱	横浜市レジオネラ症防止対策指導要綱
制 定 平成 19 年 3 月 27 日 健生活第 1415 号 <u>最近改正 令和 5 年 3 月 28 日 健生衛第 1093 号</u> 第 1 条から第 6 条まで 省略 附 則 (施行期日) 1 この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。 2 「横浜市レジオネラ症防止対策指導要領（平成 15 年 5 月 29 日 衛生活第 115 号）」は、廃止する。 附 則 (施行期日) この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。 附 則 (施行期日) この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。 附 則 (施行期日) この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。 附 則 (施行期日) この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。	制 定 平成 19 年 3 月 27 日 健生活第 1415 号 <u>最近改正 令和 7 年 5 月 8 日 医生第 115 号</u> 第 1 条から第 6 条まで 省略 附 則 (施行期日) 1 この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。 2 「横浜市レジオネラ症防止対策指導要領（平成 15 年 5 月 29 日 衛生活第 115 号）」は、廃止する。 附 則 (施行期日) この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。 附 則 (施行期日) この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。 附 則 (施行期日) この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。 附 則 (施行期日) この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。 <u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> <u>この要綱は、令和 7 年 5 月 8 日から施行する。</u>

横浜市レジオネラ症防止対策指導要綱及びレジオネラ症を防ぐための技術的管理指針 新旧対照表

現 行	改 正								
別紙 レジオネラ症を防止するための技術的管理指針 I から II まで 省略 III 浴 場 設 備 対象となる設備：循環式浴槽設備、機械浴槽、プールに付帯する採暖槽 循環式浴槽設備：水道水や温泉水の使用量を少なくする目的で、浴槽の湯をろ過器を通して循環させることにより、浴槽内の湯を清浄に保つ浴槽設備や、加温のため循環させている浴槽設備 機械浴槽 (特別浴槽)：入浴に介助を必要とする者の入浴に適した、簡易昇降装置等の特別な装置が施された浴槽 プールに付帯する採暖槽：神奈川県海水浴場等に関する条例（昭和 34 年 4 月 1 日神奈川県条例第 4 号）（以下「海水浴場条例」という。）第 2 条第 4 項に規定するプールに付帯し、身体を暖める温水槽設備 なお、海水浴場条例で規定するプール本体は、対象としない。 1 設備の管理 省略 2 水質の管理 (1) 水質検査の実施 浴槽水の種別に応じて、レジオネラ属菌の水質検査を実施し、指針値に適合していることを確認する。 <table> <tr> <th>浴槽設備の形態</th><th>水質検査の頻度</th></tr> <tr> <td>ア ろ過器を使用している浴槽水 イ ろ過器を使用していないが、浴槽水を複数人が利用している（浴槽水を毎日完全に換水を含む）</td><td>1 年に 1 回以上、定期に実施 （浴槽水を塩素系薬剤以外の薬剤で消毒している場合は、1 年に 2 回以上定期に実施）</td></tr> </table> ※ 利用者一人ごとに完全に換水しているが、浴槽水を循環させている場合は必要に応じて実施することが望ましい。	浴槽設備の形態	水質検査の頻度	ア ろ過器を使用している浴槽水 イ ろ過器を使用していないが、浴槽水を複数人が利用している（浴槽水を毎日完全に換水を含む）	1 年に 1 回以上、定期に実施 （浴槽水を塩素系薬剤以外の薬剤で消毒している場合は、1 年に 2 回以上定期に実施）	別紙 レジオネラ症を防止するための技術的管理指針 I から II まで 省略 III 浴 場 設 備 対象となる設備：循環式浴槽設備、機械浴槽、プールに付帯する採暖槽 循環式浴槽設備：水道水や温泉水の使用量を少なくする目的で、浴槽の湯をろ過器を通して循環させることにより、浴槽内の湯を清浄に保つ浴槽設備や、加温のため循環させている浴槽設備 機械浴槽 (特別浴槽)：入浴に介助を必要とする者の入浴に適した、簡易昇降装置等の特別な装置が施された浴槽 プールに付帯する採暖槽：神奈川県海水浴場等に関する条例（昭和 34 年 4 月 1 日神奈川県条例第 4 号）（以下「海水浴場条例」という。）第 2 条第 4 項に規定するプールに付帯し、身体を暖める温水槽設備 なお、海水浴場条例で規定するプール本体は、対象としない。 1 設備の管理 省略 2 水質の管理 (1) 水質検査の実施 浴槽水の種別に応じて、レジオネラ属菌の水質検査を実施し、指針値に適合していることを確認する。 <table> <tr> <th>浴槽設備の形態</th><th>水質検査の頻度</th></tr> <tr> <td>ア ろ過器を使用している浴槽水 イ ろ過器を使用していないが、浴槽水を複数人が利用している（浴槽水を毎日完全に換水を含む）</td><td>1 年に 1 回以上、定期に実施 （浴槽水を塩素系薬剤以外の薬剤で消毒している場合は、1 年に 2 回以上定期に実施）</td></tr> </table> ※ 利用者一人ごとに完全に換水しているが、浴槽水を循環させている場合は必要に応じて実施することが望ましい。	浴槽設備の形態	水質検査の頻度	ア ろ過器を使用している浴槽水 イ ろ過器を使用していないが、浴槽水を複数人が利用している（浴槽水を毎日完全に換水を含む）	1 年に 1 回以上、定期に実施 （浴槽水を塩素系薬剤以外の薬剤で消毒している場合は、1 年に 2 回以上定期に実施）
浴槽設備の形態	水質検査の頻度								
ア ろ過器を使用している浴槽水 イ ろ過器を使用していないが、浴槽水を複数人が利用している（浴槽水を毎日完全に換水を含む）	1 年に 1 回以上、定期に実施 （浴槽水を塩素系薬剤以外の薬剤で消毒している場合は、1 年に 2 回以上定期に実施）								
浴槽設備の形態	水質検査の頻度								
ア ろ過器を使用している浴槽水 イ ろ過器を使用していないが、浴槽水を複数人が利用している（浴槽水を毎日完全に換水を含む）	1 年に 1 回以上、定期に実施 （浴槽水を塩素系薬剤以外の薬剤で消毒している場合は、1 年に 2 回以上定期に実施）								

横浜市レジオネラ症防止対策指導要綱及びレジオネラ症を防ぐための技術的管理指針 新旧対照表

現 行	改 正																								
(2) 指針値 <table><tr><th>検 査 項 目</th><th>指 針 値</th></tr><tr><td>レ ジ オ ネ ラ 属 菌 ※1</td><td>検出されないこと (10 CFU/100mL 未満) ※2</td></tr></table> ※1 検査方法は、「公衆浴場における浴槽水等のレジオネラ属菌検査方法について」(令和元年 9 月 19 日薬生衛発 0919 第 1 号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長通知)で示する過濃縮法又は冷却遠心濃縮法による培養法とする。 ※2 指針値は、<u>公衆浴場条例</u>による。 <参考> 日常の水質管理において、レジオネラ属菌以外に必要な検査 <table><tr><th>検 査 項 目</th><th>指 針 値 ※1</th></tr><tr><td><u>大 腸 菌 群</u></td><td>1 個/mL 以下</td></tr><tr><td>有機物 (全有機炭素 (TOC) の量) (有機物の測定結果を適用することが不適切な場 合にあつては過マンガン酸カリウム消費量) ※2</td><td>有機物 (全有機炭素 (TOC) の量) にあ つては 8mg/L 以下 (過マンガン酸カリウム消費量にあつ ては 25mg/L 以下)</td></tr><tr><td>濁 度</td><td>5 度以下</td></tr></table> ※1 検査項目及び指針値は、公衆浴場<u>条例</u>による。 ※2 有機物の測定結果を適用することが不適切な場合とは、塩素化イソシアヌル酸又はその塩を用いて消毒している場合等をいう。 3 から 5 まで 省略	検 査 項 目	指 針 値	レ ジ オ ネ ラ 属 菌 ※1	検出されないこと (10 CFU/100mL 未満) ※2	検 査 項 目	指 針 値 ※1	<u>大 腸 菌 群</u>	1 個/mL 以下	有機物 (全有機炭素 (TOC) の量) (有機物の測定結果を適用することが不適切な場 合にあつては過マンガン酸カリウム消費量) ※2	有機物 (全有機炭素 (TOC) の量) にあ つては 8mg/L 以下 (過マンガン酸カリウム消費量にあつ ては 25mg/L 以下)	濁 度	5 度以下	(2) 指針値 <table><tr><th>検 査 項 目</th><th>指 針 値</th></tr><tr><td>レ ジ オ ネ ラ 属 菌 ※1</td><td>検出されないこと (10 CFU/100mL 未満) ※2</td></tr></table> ※1 検査方法は、「公衆浴場における浴槽水等のレジオネラ属菌検査方法について」(令和元年 9 月 19 日薬生衛発 0919 第 1 号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長通知)で示する過濃縮法又は冷却遠心濃縮法による培養法とする。 ※2 指針値は、<u>公衆浴場法施行細則 (昭和 61 年 6 月 23 日 横浜市規則第 67 号) (以下「公衆浴場規則」という。)</u>による。 <参考> 日常の水質管理において、レジオネラ属菌以外に必要な検査 <table><tr><th>検 査 項 目</th><th>指 針 値 ※1</th></tr><tr><td><u>大 腸 菌</u></td><td>1 個/mL 以下</td></tr><tr><td>有機物 (全有機炭素 (TOC) の量) (有機物の測定結果を適用することが不適切な場 合にあつては過マンガン酸カリウム消費量) ※2</td><td>有機物 (全有機炭素 (TOC) の量) にあ つては 8mg/L 以下 (過マンガン酸カリウム消費量にあつ ては 25mg/L 以下)</td></tr><tr><td>濁 度</td><td>5 度以下</td></tr></table> ※1 検査項目及び指針値は、公衆浴場<u>規則</u>による。 ※2 有機物の測定結果を適用することが不適切な場合とは、塩素化イソシアヌル酸又はその塩を用いて消毒している場合等をいう。 3 から 5 まで 省略	検 査 項 目	指 針 値	レ ジ オ ネ ラ 属 菌 ※1	検出されないこと (10 CFU/100mL 未満) ※2	検 査 項 目	指 針 値 ※1	<u>大 腸 菌</u>	1 個/mL 以下	有機物 (全有機炭素 (TOC) の量) (有機物の測定結果を適用することが不適切な場 合にあつては過マンガン酸カリウム消費量) ※2	有機物 (全有機炭素 (TOC) の量) にあ つては 8mg/L 以下 (過マンガン酸カリウム消費量にあつ ては 25mg/L 以下)	濁 度	5 度以下
検 査 項 目	指 針 値																								
レ ジ オ ネ ラ 属 菌 ※1	検出されないこと (10 CFU/100mL 未満) ※2																								
検 査 項 目	指 針 値 ※1																								
<u>大 腸 菌 群</u>	1 個/mL 以下																								
有機物 (全有機炭素 (TOC) の量) (有機物の測定結果を適用することが不適切な場 合にあつては過マンガン酸カリウム消費量) ※2	有機物 (全有機炭素 (TOC) の量) にあ つては 8mg/L 以下 (過マンガン酸カリウム消費量にあつ ては 25mg/L 以下)																								
濁 度	5 度以下																								
検 査 項 目	指 針 値																								
レ ジ オ ネ ラ 属 菌 ※1	検出されないこと (10 CFU/100mL 未満) ※2																								
検 査 項 目	指 針 値 ※1																								
<u>大 腸 菌</u>	1 個/mL 以下																								
有機物 (全有機炭素 (TOC) の量) (有機物の測定結果を適用することが不適切な場 合にあつては過マンガン酸カリウム消費量) ※2	有機物 (全有機炭素 (TOC) の量) にあ つては 8mg/L 以下 (過マンガン酸カリウム消費量にあつ ては 25mg/L 以下)																								
濁 度	5 度以下																								

横浜市レジオネラ症防止対策指導要綱及びレジオネラ症を防ぐための技術的管理指針 新旧対照表

現 行

IV 給湯設備

対象となる設備：中央循環式給湯設備

中央循環式給湯設備：機械室等で加熱装置を設けて水を加熱し、給湯・返湯配管を設け建物内の必要な場所に給湯する設備（局所的に給湯しているものを除く）

1 設備の管理
省略

2 水質の管理

(1) 水質検査の実施

施設の用途等に応じてレジオネラ属菌の水質検査を実施し、指針値に適合していることを確認する。

施設の用途等	水質検査の頻度
ア 公衆浴場、旅館、プール、特定建築物、病院、診療所、介護老人保健施設、特別養護老人ホーム又は保育所等の社会福祉施設、住宅宿泊事業を行う施設 イ 温水スプレー式加湿器に給湯する施設又は浴槽設備もしくはシャワー設備を有する施設	1年に1回以上、定期に実施
ウ 上記を除く施設	必要に応じて実施

※ 検体は返湯管又は最も湯待ち時間が長い給湯栓（一般的には最末端給湯栓）から採水する。

(2) 指針値

検 査 項 目	指 針 値
レ ジ オ ネ ラ 属 菌 ※1	検出されないこと（10 CFU/100mL 未満） ※2

※1 検査方法は、「公衆浴場における浴槽水等のレジオネラ属菌検査方法について」（令和元年9月19日薬生衛発0919第1号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長通知）で示する過濃縮法又は冷却遠心濃縮法による培養法とする

※2 指針値は、「第4版レジオネラ症防止指針」（平成29年 公益財団法人日本建築衛生管理教育センター発行）（以下「第4版レジオネラ症防止指針という。」）による。

3 レジオネラ属菌を検出した場合の対策
省略

改 正

IV 給湯設備

対象となる設備：中央循環式給湯設備

中央循環式給湯設備：機械室等で加熱装置を設けて水を加熱し、給湯・返湯配管を設け建物内の必要な場所に給湯する設備（局所的に給湯しているものを除く）

1 設備の管理
省略

2 水質の管理

(1) 水質検査の実施

施設の用途等に応じてレジオネラ属菌の水質検査を実施し、指針値に適合していることを確認する。

施設の用途等	水質検査の頻度
ア 公衆浴場、旅館、プール、特定建築物、病院、診療所、介護老人保健施設、特別養護老人ホーム又は保育所等の社会福祉施設、住宅宿泊事業を行う施設 イ 温水スプレー式加湿器に給湯する施設又は浴槽設備もしくはシャワー設備を有する施設	1年に1回以上、定期に実施
ウ 上記を除く施設	必要に応じて実施

※ 検体は返湯管又は最も湯待ち時間が長い給湯栓（一般的には最末端給湯栓）から採水する。

(2) 指針値

検 査 項 目	指 針 値
レ ジ オ ネ ラ 属 菌 ※1	検出されないこと（10 CFU/100mL 未満） ※2

※1 検査方法は、「公衆浴場における浴槽水等のレジオネラ属菌検査方法について」（令和元年9月19日薬生衛発0919第1号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長通知）で示する過濃縮法又は冷却遠心濃縮法による培養法とする

※2 指針値は、「第5版レジオネラ症防止指針」（令和6年 公益財団法人日本建築衛生管理教育センター発行）（以下「第5版レジオネラ症防止指針という。」）による。

3 レジオネラ属菌を検出した場合の対策
省略

現 行	改 正																
V 水 景 設 備 対象となる設備：人工的に造られた循環式水関連設備 循環式水関連設備：循環装置を備えた、子どもが水遊びをするような親水設備や周囲に飛沫水を飛散させる噴水等の修景設備 1 設備の管理 省略 2 水質の管理 (1) 水質検査の実施 水景設備の種類に応じてレジオネラ属菌の水質検査を実施し、指針値に適合していることを確認する。 <table><tr><th>水景設備の種類</th><th>水質検査の頻度</th></tr><tr><td>ア 周囲に飛沫水を飛散させる設備 イ 人が触れることを前提とする設備</td><td>1年に1回以上、定期に実施</td></tr></table> ※ レジオネラ属菌水質検査のうち、1回は7月～8月の間に実施する。 ※ 上記以外の設備については必要に応じて実施することが望ましい。 (2) 指針値 <table><tr><th>検 査 項 目</th><th>指 針 値</th></tr><tr><td>レ ジ オ ネ ラ 属 菌 ※1</td><td>検出されないこと (10 CFU/100mL 未満) ※2</td></tr></table> ※1 検査方法は、「公衆浴場における浴槽水等のレジオネラ属菌検査方法について」(令和元年9月19日薬生衛発0919第1号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長通知)で示す過濃縮法又は冷却遠心濃縮法による培養法とする。 ※2 第4版レジオネラ症防止指針で、指針値は10² CFU/100mL 未満と示されているが、人が触れること及び周囲に飛沫水を飛散させる危険性を考慮し、検出されないこと (10 CFU/100mL 未満) とした。 3 レジオネラ属菌を検出した場合の対策 省略	水景設備の種類	水質検査の頻度	ア 周囲に飛沫水を飛散させる設備 イ 人が触れることを前提とする設備	1年に1回以上、定期に実施	検 査 項 目	指 針 値	レ ジ オ ネ ラ 属 菌 ※1	検出されないこと (10 CFU/100mL 未満) ※2	V 水 景 設 備 対象となる設備：人工的に造られた循環式水関連設備 循環式水関連設備：循環装置を備えた、子どもが水遊びをするような親水設備や周囲に飛沫水を飛散させる噴水等の修景設備 1 設備の管理 省略 2 水質の管理 (1) 水質検査の実施 水景設備の種類に応じてレジオネラ属菌の水質検査を実施し、指針値に適合していることを確認する。 <table><tr><th>水景設備の種類</th><th>水質検査の頻度</th></tr><tr><td>ア 周囲に飛沫水を飛散させる設備 イ 人が触れることを前提とする設備</td><td>1年に1回以上、定期に実施</td></tr></table> ※ レジオネラ属菌水質検査のうち、1回は7月～8月の間に実施する。 ※ 上記以外の設備については必要に応じて実施することが望ましい。 (2) 指針値 <table><tr><th>検 査 項 目</th><th>指 針 値</th></tr><tr><td>レ ジ オ ネ ラ 属 菌 ※1</td><td>検出されないこと (10 CFU/100mL 未満) ※2</td></tr></table> ※1 検査方法は、「公衆浴場における浴槽水等のレジオネラ属菌検査方法について」(令和元年9月19日薬生衛発0919第1号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長通知)で示す過濃縮法又は冷却遠心濃縮法による培養法とする。 ※2 第5版レジオネラ症防止指針で、指針値は10² CFU/100mL 未満と示されているが、人が触れること及び周囲に飛沫水を飛散させる危険性を考慮し、検出されないこと (10 CFU/100mL 未満) とした。 3 レジオネラ属菌を検出した場合の対策 省略	水景設備の種類	水質検査の頻度	ア 周囲に飛沫水を飛散させる設備 イ 人が触れることを前提とする設備	1年に1回以上、定期に実施	検 査 項 目	指 針 値	レ ジ オ ネ ラ 属 菌 ※1	検出されないこと (10 CFU/100mL 未満) ※2
水景設備の種類	水質検査の頻度																
ア 周囲に飛沫水を飛散させる設備 イ 人が触れることを前提とする設備	1年に1回以上、定期に実施																
検 査 項 目	指 針 値																
レ ジ オ ネ ラ 属 菌 ※1	検出されないこと (10 CFU/100mL 未満) ※2																
水景設備の種類	水質検査の頻度																
ア 周囲に飛沫水を飛散させる設備 イ 人が触れることを前提とする設備	1年に1回以上、定期に実施																
検 査 項 目	指 針 値																
レ ジ オ ネ ラ 属 菌 ※1	検出されないこと (10 CFU/100mL 未満) ※2																

現 行	改 正																								
VI 冷 却 塔 対象となる設備：冷却塔 1 設備の管理 省略 2 水質の管理 (1) 水質検査の実施 稼働状況に応じてレジオネラ属菌の水質検査を実施する。 (2) 検査時期 <table><tr><th>冷却塔運転期間</th><th>水質検査の頻度</th><th>水質検査の時期</th></tr><tr><td>ア 夏季のみ</td><td rowspan="2">1年に2回以上、 定期に実施</td><td>1回目：冷却塔運転開始から2～3週間後 2回目：7月～8月の間 3回目以降：菌数の変動を把握できる適切な時期</td></tr><tr><td>イ 通 年</td><td>菌数の変動を把握できる適切な時期 （うち1回は7月～8月の間に実施）</td></tr></table> (3) 指針値 <table><tr><th>検 査 項 目</th><th>指 針 値</th></tr><tr><td>レ ジ オ ネ ラ 属 菌 ※1</td><td>10² CFU/100mL 未満 ※2</td></tr></table> ※1 検査方法は、「公衆浴場における浴槽水等のレジオネラ属菌検査方法について」（令和元年9月19日薬生衛発0919第1号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長通知）で示す過濃縮法又は冷却遠心濃縮法による培養法とする。 ※2 指針値は、第4版レジオネラ症防止指針による。 以下省略	冷却塔運転期間	水質検査の頻度	水質検査の時期	ア 夏季のみ	1年に2回以上、 定期に実施	1回目：冷却塔運転開始から2～3週間後 2回目：7月～8月の間 3回目以降：菌数の変動を把握できる適切な時期	イ 通 年	菌数の変動を把握できる適切な時期 （うち1回は7月～8月の間に実施）	検 査 項 目	指 針 値	レ ジ オ ネ ラ 属 菌 ※1	10 ² CFU/100mL 未満 ※2	VI 冷 却 塔 対象となる設備：冷却塔 1 設備の管理 省略 2 水質の管理 (1) 水質検査の実施 稼働状況に応じてレジオネラ属菌の水質検査を実施する。 (2) 検査時期 <table><tr><th>冷却塔運転期間</th><th>水質検査の頻度</th><th>水質検査の時期</th></tr><tr><td>ア 夏季のみ</td><td rowspan="2">1年に2回以上、 定期に実施</td><td>1回目：冷却塔運転開始から2～3週間後 2回目：7月～8月の間 3回目以降：菌数の変動を把握できる適切な時期</td></tr><tr><td>イ 通 年</td><td>菌数の変動を把握できる適切な時期 （うち1回は7月～8月の間に実施）</td></tr></table> (3) 指針値 <table><tr><th>検 査 項 目</th><th>指 針 値</th></tr><tr><td>レ ジ オ ネ ラ 属 菌 ※1</td><td>10² CFU/100mL 未満 ※2</td></tr></table> ※1 検査方法は、「公衆浴場における浴槽水等のレジオネラ属菌検査方法について」（令和元年9月19日薬生衛発0919第1号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長通知）で示す過濃縮法又は冷却遠心濃縮法による培養法とする。 ※2 指針値は、第5版レジオネラ症防止指針による。 以下省略	冷却塔運転期間	水質検査の頻度	水質検査の時期	ア 夏季のみ	1年に2回以上、 定期に実施	1回目：冷却塔運転開始から2～3週間後 2回目：7月～8月の間 3回目以降：菌数の変動を把握できる適切な時期	イ 通 年	菌数の変動を把握できる適切な時期 （うち1回は7月～8月の間に実施）	検 査 項 目	指 針 値	レ ジ オ ネ ラ 属 菌 ※1	10 ² CFU/100mL 未満 ※2
冷却塔運転期間	水質検査の頻度	水質検査の時期																							
ア 夏季のみ	1年に2回以上、 定期に実施	1回目：冷却塔運転開始から2～3週間後 2回目：7月～8月の間 3回目以降：菌数の変動を把握できる適切な時期																							
イ 通 年		菌数の変動を把握できる適切な時期 （うち1回は7月～8月の間に実施）																							
検 査 項 目	指 針 値																								
レ ジ オ ネ ラ 属 菌 ※1	10 ² CFU/100mL 未満 ※2																								
冷却塔運転期間	水質検査の頻度	水質検査の時期																							
ア 夏季のみ	1年に2回以上、 定期に実施	1回目：冷却塔運転開始から2～3週間後 2回目：7月～8月の間 3回目以降：菌数の変動を把握できる適切な時期																							
イ 通 年		菌数の変動を把握できる適切な時期 （うち1回は7月～8月の間に実施）																							
検 査 項 目	指 針 値																								
レ ジ オ ネ ラ 属 菌 ※1	10 ² CFU/100mL 未満 ※2																								